

第9期香美町高齢者福祉計画・香美町介護保険事業計画



令和6年度～令和8年度

概要版

～基本理念～

みんなで支えあい自分らしく安心して暮らせるまちづくり



1 計画策定の趣旨

香美町では、総人口及び現役世代人口が年々減少し、本計画期間中に迎える2025（令和7）年では団塊の世代が75歳以上となり、介護を支える人材確保、地域の高齢者を支える支え手づくりがこれまで以上に課題となります。介護需要の高い85歳以上の人口が急増することが見込まれる2040（令和22）年に向け、介護が必要となっても、可能な限り住み慣れた地域でその人らしい生き方が尊重され、自立し安心して生活が送れるよう、住民、事業者等、多様な主体や機関が密接に連携し、高齢者を支える「地域包括ケアシステム」の更なる推進・強化に向けて計画を策定する必要があります。

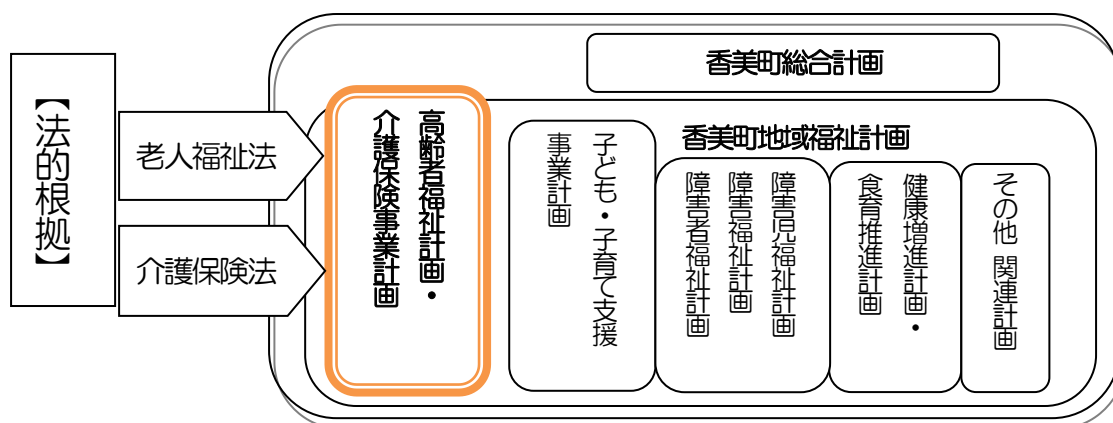
また、高齢者の生活形態、ニーズが多様化していく中、高齢者だけではなく、障害者・児童・生活困窮者等含む複合化・複雑化した問題へ支援するための体制づくりも求められています。

今後は、前期計画における基本目標を踏襲しつつ、国が示す方向性や中長期的な視点で本町の状況を踏まえた施策の展開を含む香美町らしい地域包括ケアシステムのもと、高齢になってお互いに支え合い、生きがいをもって自分らしく安心して暮らせるまちづくりを目指して高齢者福祉計画と介護保険事業計画を一体的に策定します。

2 計画の位置づけと期間

本計画は、老人福祉法第20条の8に基づく「高齢者福祉計画」及び介護保険法第117条に基づく「介護保険事業計画」を一体的にまとめた計画です。計画の期間は、令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの3か年とします。

本計画は、「香美町総合計画」を最上位計画とし、香美町地域福祉計画の理念のもとに高齢者福祉及び介護保険事業を一体的に推進するための個別計画として位置付けるものです。また、町の他の保健福祉関係の計画と調和させるとともに、兵庫県の関連する計画等と整合性をとりながら取り組んでいます。



3 計画の策定体制と進行管理

本計画の策定にあたって、保健・医療・福祉関係の各種団体及び被保険者の代表を委員とする「香美町高齢者福祉計画策定委員会」（設置要綱・委員名簿・検討経過は、関係資料のとおり）を設置し、計画の内容等について議論していただきました。

また、本計画の基礎資料として活用するため、町内の高齢者の生活状況、社会参加、健康等についての「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」を実施したほか、パブリックコメント等により、町民の要望・意見を反映して策定しました。計画の策定後は、その実効性を確保するため、毎年度「香美町高齢者福祉計画策定委員会」において、進捗状況の点検・評価を行い、その結果に基づいて必要な施策を講じる等適切な進行管理に努めます。

4 人口構造、高齢者のいる世帯の状況

(1) 人口構造

【現状】 (国勢調査)	香美町	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年
	総人口 A (人)	21,439	19,696	18,070	16,064
	40 歳以上人口 B (人)	13,726	13,164	12,615	11,720
	比率 B/A (%)	64.0	66.8	69.8	73.0
	65 歳以上人口 C (人)	6,470	6,521	6,630	6,530
	比率 C/A (%)	30.2	33.1	36.7	40.6
【推計】	75 歳以上人口 D (人)	3,316	3,693	3,805	3,732
	比率 D/A (%)	15.5	18.8	21.1	23.2
	香美町	令和 7 年		令和 22 年	
	総人口 40 A (人)	14,027		9,495	
	40 歳以上人口 B (人)	10,767		7,646	
	比率 B/A (%)	76.8		80.5	
	65 歳以上人口 C (人)	6,300		5,147	
	比率 C/A (%)	44.9		54.2	
	75 歳以上人口 D (人)	3,723		3,392	
	比率 D/A (%)	26.5		35.7	

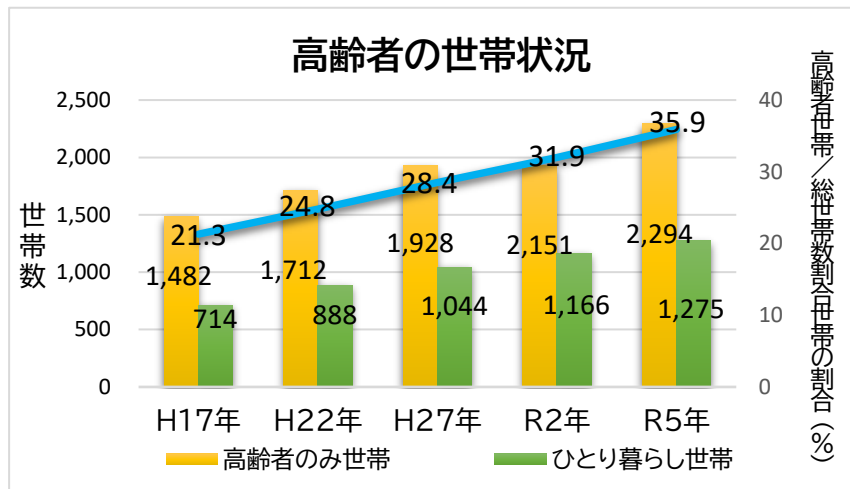
「日本の地域別将来推計人口（令和 5 年 12 月推計）」（国立社会保障・人口問題研究所）

本町の総人口は減少で推移しており、それに伴って少子高齢化も進行しています。

令和 5（2023）年 9 月時点で、高齢化率は 42.1%となっています。令和 22（2040）年には、高齢化率は 54.2%となり、およそ 2 人に 1 人は 65 歳以上の高齢者となると見込まれています。

(2) 高齢者のいる世帯の状況

総世帯数が減少している一方で、ひとり暮らし高齢者世帯数は増加しており、令和 5 年には、総世帯数に占めるひとり暮らし高齢者世帯の割合は 20%と高い割合を示しています。さらに高齢者のみ世帯は、総世帯数の 35.9%を占めています。



※高齢者のみ世帯数にはひとり暮らし高齢者世帯数を含む（住民基本台帳2月1日現在）

5 計画の目標

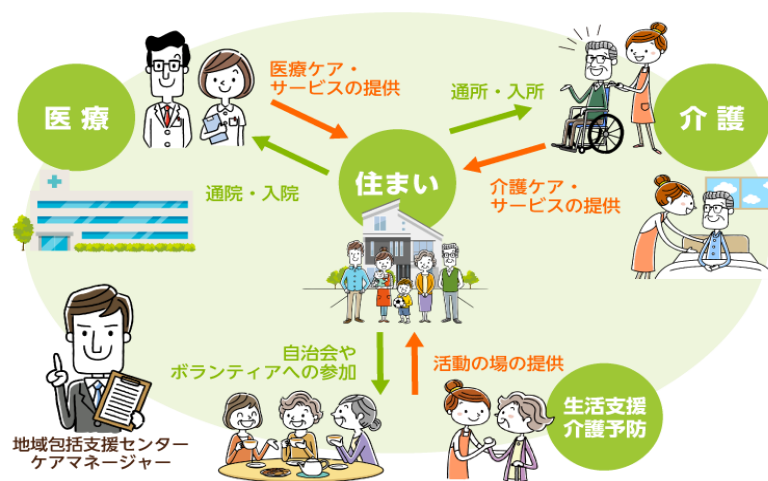
基本目標1 地域包括ケアシステムの推進

住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らせるよう住まい・医療・介護・予防・生活支援を一体的に提供する香美町らしい地域包括ケアシステムをさらに推進していくため、地域包括支援センターを中心とした機能強化を図っていきます。

高齢者を見守り支える仕組みづくりとして、地域福祉を推進する各主体の役割と連携について相互確認し、高齢者とともに地域での見守り活動に取り組み、災害や感染症を含めた緊急時の対応に備えられるような施策を進めていきます。

また、複雑化・複合化した地域住民の抱える課題の解決のため、医療・介護等の連携体制の強化、地域ケア会議等を通して地域課題の情報共有を行い、多職種の専門職で連携した支援体制の整備に努め、適切な支援につないでいきます。

地域包括ケアシステムのイメージ



基本目標 2 介護予防の推進と充実

高齢者が壮年期から健康づくりの意識を持ち、介護予防の取組みにつながるよう、健康増進事業と介護予防事業の一体的な事業推進を実施します。元気な高齢者を中心とした地域の高齢者が地域社会の担い手としての現在の機能を維持し、より支え合えるよう、元気体操サークル等の住民主体による介護予防・社会参加の場の継続・新規拡充の支援を引き続き推進し、協働して虚弱な高齢者を地域全体で支える仕組みづくりを目指します。

また、地域リハビリテーション事業等専門職の活用及びデータに基づく効果的な事業実施に努め、各地域の高齢者や要支援者等のニーズ、地域資源を把握し、多様な主体による介護予防・生活支援サービスの充実化に向けて検討していきます。高齢者の在宅生活を支えるため、移動手段や配食サービス体制の確保についても継続して取組みを進めます。

基本目標 3 生きがいづくりと社会参加の促進

高齢になっても元気でいきいき暮らし続けることができるよう、高齢者自らも社会を支える一員として、社会参加しやすい環境づくりと生きがいづくりを促進します。

そのために、高齢者福祉施設の設置・運営を行い、高齢者のニーズを捉えながら、フレイル予防やレクリエーションの講座・教室等を展開していきます。

また、老人クラブにおける社会奉仕活動や地域の見守り活動への支援を継続するとともに、シルバー人材センター等高齢者がこれまでに培った経験・知恵・技能を生かして社会参加できるよう、就労や地域活動、ボランティア等の機会の提供やきっかけづくりに努めていきます。

基本目標 4 認知症施策の推進

認知症高齢者の割合が5人に1人となると予測される中、たとえ認知症になっても、尊厳と希望をもって住み慣れた地域で生活が続けることができるよう、認知症に関する正しい知識と理解を町全体に広げ、認知症の人やその家族を支える環境づくりを進めます。

そのために、予防段階から認知症ケアパスの普及、相談先の周知徹底を図り、初期集中チーム等医療機関と連携しながら早期発見、早期診断の取組みを実施します。

また、認知症の人が地域での生活を継続できるよう、認知症の人の医療的ケア・介護サービスの充実を図るとともに、家族介護者の身体的・精神的負担軽減のための支援の充実、地域で認知症の人を支える仕組みづくりに努めます。

基本目標 5 持続可能な介護サービスの推進と確保

少子高齢化に伴い、介護を必要とする高齢者の増加や介護期間の長期化等、介護に対するニーズが増大する一方、核家族化の進行や介護する家族の高齢化等、介護を支えてきた家族をめぐる状況は変化し、介護人材の確保が重大な課題となっています。

介護が必要な状態になった時に安心してサービスを受けられるよう、持続可能なサービス基盤の整備を進めるとともに、介護人材の確保や質の向上に関する取組み等、介護保険制度の適正な運営に努めます。

そのために、介護保険の基本理念に基づき、高齢者の自己決定や「自分らしさ」を尊重しつつ、自立支援と重度化防止の考え方を徹底し、介護職員確保、養成のための様々な対策を進めるとともに、介護職員等の業務負担を軽減し介護サービスの質を担保するため、介護業務の効率化、介護現場の生産性の向上の推進等を支援していきます。

6 施策の体系図

基本理念を実現するための基本目標に基づき、各施策を展開します。



7 保険料率の段階設定区分

第9期の介護保険料は、所得水準に応じてきめ細かな保険料設定を行うため、被保険者及びその世帯の住民税課税状況等に応じた所得段階により次のように設定されています。

所得段階	対象者		保険料負担率	保険料年額	月額換算
第1段階	生活保護受給者		0.455 (0.285)	31,380 円 (19,650 円)	2,615 円 (1,638 円)
	住民税非課税世帯	老齢福祉年金受給者			
		前年の合計所得金額(年金収入に係る所得を除く)＋課税年金収入額が80万円以下の人			
第2段階	住民税非課税世帯	前年の合計所得金額(年金収入に係る所得を除く)＋課税年金収入額が80万円を超え120万円以下の人	0.685 (0.485)	47,240 円 (33,450 円)	3,937 円 (2,788 円)
第3段階		前年の合計所得金額(年金収入に係る所得を除く)＋課税年金収入額が120万円を超えている人	0.69 (0.685)	47,580 円 (47,240 円)	3,965 円 (3,937 円)
第4段階	住民税課税世帯 (本人非課税)	前年の合計所得金額(年金収入に係る所得を除く)＋課税年金収入額が80万円以下の人	0.9	62,070 円	5,173 円
第5段階 (基準額)		前年の合計所得金額(年金収入に係る所得を除く)＋課税年金収入額が80万円を超えている人	1.0	68,970 円	5,748 円
第6段階	住民税課税世帯 (本人課税)	前年の合計所得金額が120万円未満の人	1.2	82,760 円	6,897 円
第7段階		前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	1.3	89,660 円	7,472 円
第8段階		前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	1.5	103,450 円	8,621 円
第9段階		前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の人	1.7	117,240 円	9,770 円
第10段階		前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の人	1.9	131,040 円	10,920 円
第11段階		前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の人	2.1	144,830 円	12,069 円
第12段階		前年の合計所得金額が620円以上720万円未満の人	2.3	158,630 円	13,219 円
第13段階		前年の合計所得金額が720万円以上の人	2.4	165,520 円	13,793 円

※第1段階～第3段階は公費による低所得者の保険料軽減が実施されるため、() 内の金額になります。

第9期香美町高齢者福祉計画・香美町介護保険事業計画 香美町福祉課発行 TEL 0796-36-1964 (福祉課直通)

計画書は香美町ホームページ (<https://www.town.mikata-kami.lg.jp>) でご覧いただけます